

令和3年度
製品化・事業化支援事業

【製品化支援】

支援希望企業を
募集します!!

神奈川県立産業技術総合研究所 (KISTEC) を活用して
製品化をめざす企業を募集します。

- 技術支援・事業化支援の両面からサポートいたします。
- 試験分析費用と設備機器使用料が 30 万円 ~ 100 万円相当を上限に免除されます。
- 当研究所内の製品開発室を専有し、開発の拠点とすることも可能です。

募集要領

1 対象者

県内に事業所を有し、新製品の開発や商品化をめざす中小企業者

(法人、個人事業者、組合ほか)

※中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項に規定する中小企業者

2 対象となる技術分野

研究開発的要素を有するものづくり分野

※主な対応分野：材料、機械、電気・電子、化学、デザイン、IoT など

※当研究所による製品化支援が可能か否か、応募される前に下記問い合わせ先まで、お問い合わせ下さい。

3 支援内容

当センターが技術支援・事業化支援の両面からサポート

技術支援

- ・担当職員を決めて、技術サポート
- ・試験分析費用と設備機器使用料が30万円～100万円相当を上限に免除。
- ※免除の上限は支援課題及び支援期間により決まります。

事業化支援

- ・資金調達や知的財産に関する相談
- ・当研究所主催のセミナー等によるスキルアップ講座の機会の提供
- ・展示会等への出展支援

実験室の専有使用

- ・製品開発室使用課題に採択された場合、当研究所内の実験室（製品開発室、約57㎡）を専有（有料）し、開発の拠点として活用
- ※実験室の使用料：2か月当たり、118,584円（光熱水費は別途負担）。

4 支援期間

製品開発室使用課題は最長5年間
通所課題は最長3年間

支援開始は令和3年4月。
支援終了は令和4年3月末。

※支援課題は年度ごとのお申込みにより審査され、採択決定されます。

5 募集区分・募集件数

以下の区分について募集

※応募については、1社1課題とさせていただきます。

募集件数 2件

O1 製品開発室使用課題（化学系）：
ドラフトチャンバー付き製品開発室を専有
※別途、ドラフトチャンバーの使用料（1時間使用ごとに234円）が発生します。

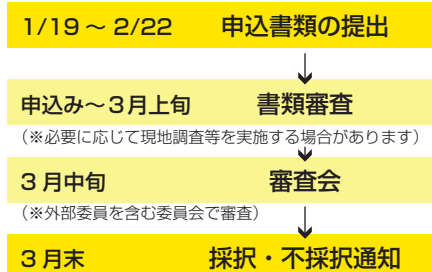
募集件数 2件

O2 製品開発室使用課題（物理系）：
ドラフトチャンバーの無い製品開発室を専有

募集件数 7件程度

O3 通所課題：
当研究所に通いながら、製品化支援及び事業化支援のもとに開発

6 応募・審査の流れ



7 申込書類

提出書類

- ①「事業申込書 兼 事業計画書（様式1）」
- ②「同上（様式1-別表）」（「経営計画」、「資金計画」及び「分析試験費、機器使用料の一部免除に係る利用計画」）
- ③ 会社登記簿謄本（法人の場合）又は住民票（個人の場合）
- ④ 直近2期分の決算書（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費内訳書、株主資本等変動計算書）※直近2期分の決算書をご用意できない場合は、別途ご相談ください。
- ⑤ 参考資料（会社案内、技術資料、製品カタログなど）

上記書類「①～⑤」を2部（1部はコピーでも可）を提出してお申込みください。
※事業申込書 兼 事業計画書は、当研究所ホームページからダウンロードできます。

https://www.kistec.jp/sup_comm/pr od_devl_sup/2021_seihinkasien/

8 申込期間

令和3年1月19日（火）～
2月22日（月）午後5時必着

9 申込書類提出先 及び お問い合わせ先

申込書の提出は、郵送あるいは持ち込みでお願いします。詳細・不明な点については、問い合わせ先までお気軽にご相談ください。

問い合わせ・申込書類提出先

地方独立行政法人
KISTEC 神奈川県立産業技術総合研究所
事業化支援部 企画支援課 事業化促進グループ（海老名本部）
〒243-0435 海老名市下今泉705-1
TEL：046-236-1500（代表） FAX：046-236-1525

当事業について

製品化・事業化支援事業